避難場所の考え方(東京都震災対策条例等抜粋)

東京都震災対策条例(平成12年条例第202号)

(避難場所の指定)

- 第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。
- 2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

東京都震災対策条例施行規則(平成13年規則第52号)

(避難場所の指定基準)

- 第二十三条 条例第四十七条第一項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。
- 一 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所である こと。
- 二 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

大田区地域防災計画(令和4年修正版)

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

- 第3編 都市防災力の向上
- 第2章 具体的な取り組み -予防対策-
- 第1節 災害に強い都市づくり
 - 2 都市防災性能の向上

○ 現状・課題

木造住宅が密集している地域では、概してオープンスペースが不足しているとともに、狭あい 道路が多いため、震災・火災が発生した場合の延焼の防止や、安全な避難空間の確保が難しい都 市構造となっている。さらに、耐震性が十分でない既存建築物も多く、大地震時に倒壊するおそ れがある。

平成 28 年度土地利用現況調査によれば、大田区には 13 万棟あまりの建築物があり、火災に弱い木造・防火造の比率(建築面積ベース)が約 36%となっており、このうち木造の比率は4%と、区部の平均(3.3%)を上回っている。

このため、特に木造住宅密集地域の整備及び道路・公園を主とする都市施設の整備とともに、 建築物の耐震性向上の推進が急務である。

また、大森駅や蒲田駅をはじめとする人の集まる駅周辺・繁華街等も老朽化した建築物を中心に各種再開発を導入して、安全な空間を確保する必要がある。

(1) 木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備

ウ 事業計画

(イ) 公園・広場等の整備

公園・広場等の空地が不足しているエリアにおいて、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となり得る公園・広場等の整備を進める。整備にあたっては、地区公共施設等整備事業など各種事業を活用する。

大規模公園の整備にあたっては、安全・安心で使いやすい公園にするとともに、安全に避難できるよう防災機能の向上を図る。

(ウ) 密集市街地の整備

a 木造住宅密集地域整備事業

東京都防災都市づくり推進計画における重点整備地域・整備地域を対象として、良質な住宅の供給、居住環境の改善と防災性の向上を目的に、老朽建築物の除却・建替えを促進するとともに、生活道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行い、不燃化を促進し、不燃領域率を高める。平成 26 年度から当事業を導入した羽田地区では、重点整備路線の拡幅整備等を推進する。

(4) オープンスペースの確保

ア現況

区内には、池上本門寺や多摩川台公園等の都市計画公園をはじめ、大小の公園が点在している。しかし、東海道線以東の低地部を中心に、オープンスペースとしての公園・空地が不足している。狭あい道路の存在する地区等は地震火災のみならず、通常火災においても大火災(延焼火災)の危険性をはらんでいる。これらの火災の発生に伴う、一時避難場所としての空地や、焼け止まりのための空地の必要性は高い。

イ 計画目標(方針)

公園・緑地の増設と適正な配置による整備、各種再開発の導入により公開空地を確保する。

ウ 事業計画

(ア) 公園・緑地の整備

(イ) 各種再開発手法による公開空地の創出

建築基準法及び都市計画法に基づく総合設計制度や特定街区等の手法を誘導し、また、都市居住再生促進事業等の事業を促進して公開空地の創出に努める。

第5編 避難対策

第2章 具体的な取り組み -予防対策-

第1節 避難行動の事前対策

- 2 避難施設の整備
- (4) 避難場所の整備

ア現況

- (ア)区では、震災時の火災延焼の拡大防止や住民の安全確保を図るため「逃げないですむまちづくり」を推進している。しかし、大規模な火災が延焼拡大し、地域や近隣地域にも危険が及ぶような場合には広域避難が必要となる。このような事態に備えて、都は東京都震災対策条例に基づき避難場所を指定している。
- (イ)区においては、都が指定した避難場所及び地区割当に基づき、具体的な避難場所内での収容地区割を定め、避難所、避難道路及び一時集合場所等を一元的に集約したハザードマップを作成し、区民への周知に努めている。
- (ウ) 避難場所標識は都が設置し、その後区に無償譲渡され、区が維持管理を行っている。
- (エ)避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、 震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、 原則として1人あたり1㎡確保する。大田区には、避難場所として11か所が指定されて いる。また、大規模延焼火災の危険がなく避難の必要がない、地区内残留地区が6か所 指定されている。

【資料編】9 避難関係

1 避難場所

■避難場所(抜粋)

番号	避難場所名	所在地	区域面積 (m²)	避難有効面積 (m²)	避難計画人口 (人)	1人当たり 避難有効面積
47	東京国際空港 天空橋周辺	羽田空港	320, 662	273, 295	34, 766	7.86

■地区内残留地区(抜粋)

番	地区名	重複利用区	所在地	面積	地区内避難人口
号	地区石			(ha)	(人)
325	羽田空港地区		羽田空港1~3丁目	1, 733	43, 585

- 【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画
- 第13編 区民生活の早期再建
- 第2章 具体的な取り組み -予防対策-
- 第2節 トイレの確保及びし尿処理
 - 1 災害用トイレの備蓄、し尿収集体制等の整備
- (1) 基本的な考え方
- ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- イ 前記アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
- ウ 貯留したし尿は、下水道局と調整のうえでし尿受け入れマンホールや水再生センター等に 搬入して処理する。
- エ 事業所及び家庭が、災害用トイレを備蓄したり、水のくみ置き等により生活用水を確保するなどの自助の対策を促進する。
- (2) トイレの確保及びし尿処理の事前対策
- ア 災害用トイレの確保
 - (ア)避難者75人当たり1基の災害用トイレを確保する。

[資料編8-6 学校備蓄倉庫備蓄品一覧参照]

[資料編8-8 災害対策用備蓄物品一覧参照]

- (イ)発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保 するよう努める。
- (ウ)避難所となる学校及び公園等公共施設のトイレについて、耐震性のある強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性の確保に努める。
- (エ)水洗トイレが使用できない場合に備え、避難所となる学校及びその近隣公園等に、仮設マンホールトイレの整備を図る。また、全学校避難所に下水道直結式仮設トイレを計画的に設置し、学校避難場所の仮設トイレや簡易トイレの備品の見直しを図り、し尿処理車両に大きく依存しない態勢を作る。
- イ し尿収集・搬入体制

[資料編13-2 し尿収集処理の流れ図参照]

- (ア)都下水道局との覚書締結により、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの搬入体制を整備する。[資料編 4-20 し尿受入れ人孔参照]
- (イ) 災害時協定締結事業者にし尿収集車の出動を要請するとともに、し尿収集車が不足する ときは、都に広域的調整等の応援要請をする。
- ウ 避難所等における対応
- (ア) 災害発生後、断水した場合には、トイレ用水として学校のプール等の水を利用し、下水 道機能の活用を図る。
- (イ) 災害発生後数日間は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、この間は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを使用する。
- (ウ) 災害用トイレが不足した場合は、都に応援要請をする。
- エ 事業所・家庭等における対応
- (ア)事業所、家庭等では、生活用水の確保に努め、可能な限り下水道機能の活用を図るほか、仮設トイレ等が使用できる場合には、これを利用し、地域の衛生環境に配慮する。
- (イ) 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄に努める。